

令和元年10月1日から

小規模な飲食店等にも

消火器具の設置

が義務化されました。



糸魚川市での大規模火災に伴い、消火器具の設置が義務化されました。

新潟県糸魚川市大規模火災は、平成28年12月22日10時20分頃に中華料理店から出火し、翌23日16時30分頃に至るまでの約30時間続いた火災で147棟、約30,213㎡が焼損しました。

原因は、ガスこんろの消し忘れによるもので、このような火災発生に対応するため、150㎡未満の小規模な飲食店等にも消火器具の設置が義務化されることになりました。



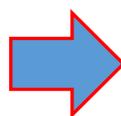
火気を使用する飲食店等には面積に関係なく消火器具が必要です。

延べ面積150㎡未満の小規模な飲食店等には、消火器具を設置する義務はありませんでしたが、令和元年10月1日から、面積に関係なく、火気を使用する小規模な飲食店等にも消火器具の設置が義務化されました。

※ただし、火を使用する設備または器具の設置がない場合や調理油過熱防止装置、自動消火装置など、防火上有効な措置をしたものである場合は、消火器の設置対象から除かれます。

なお、当消防組合では、既存建物には火災予防条例により設置指導しています。

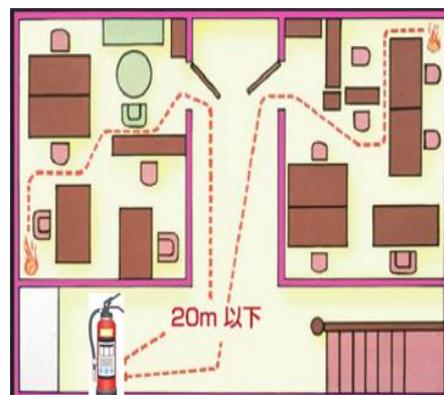
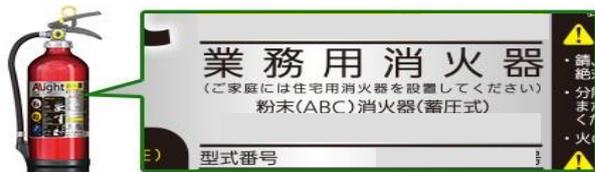
令和元年10月1日から



消火器の設置の注意点

通行や避難に支障がなく、必要時にすぐに持ち出せる場所で、火気を使用する部分から20m以内の場所に設置してください。

消火器の設置は、業務用のものを設置してください。大きさは10型のものをお奨めします。



消火器の設置後は、点検と報告が必要です！

★6か月に1回の点検を実施し結果報告書を作成保存していただくことが必要で、そのうち年に1回の報告（義務）を消防署にしてください。消火器のみの点検と報告は資格など必要なく、誰でも可能です。

★点検と報告のための消火器点検・報告アプリがあります。

総務省消防庁から消火器の点検や点検結果報告書作成支援のため、「消火器点検アプリ」が提供されています。このアプリを使用すれば簡単に点検ができて報告用の書類も作成できます。

パンフレット等のQRコード

下記のQRコードを読み取っていただくと、詳細な内容やパンフレット、点検報告書がダウンロードでき、確認していただくことができます。



消火器義務化
資料



点検報告支援
パンフレット



消火器点検
アプリ



点検報告書
ダウンロード



問い合わせ先（平日の8時30分から17時まで）

鯖江・丹生消防組合消防署 防火指導課 54-9114（直通）